

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月5日 19経教規則第11号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(所定労働時間、休暇、育児休業及び介護休業)</p> <p>第7条 看護技術員の所定労働時間、休暇、育児休業及び介護休業は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第37条、第38条及び第39条を準用する。</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間、休暇、育児休業及び介護休業等)</p> <p>第7条 看護技術員の所定労働時間、休暇、育児休業及び介護休業等は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第37条及び第38条を準用する。</p> <p>第8条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21経教規則第16号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。